

Tokyo-NbS アクションメンバー登録規程

(制定) 令和 6 年 1 月 31 日付 5 環自計第 756 号

(目的)

第 1 条 この規程は、東京都生物多様性地域戦略に基づき、2030 年までに、自然を活用した解決策 (Nature-based Solutions) (以下「NbS」という。)となる取組を定着させるとともに、生物多様性の恵みを持続的に利用し、自然の機能を都民生活の質の向上に活かしていくため、東京都内において NbS となる様々な活動に取り組む主体を Tokyo-NbS アクションメンバーとして登録等を行うに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 Tokyo-NbS アクション 生態系の機能を活用して東京都 (以下「都」という。)が抱える社会課題に対応し、取組が及ぼす効果、影響及び範囲に配慮し関係者と連携しながら、人間の幸福と生物多様性の両方に貢献する取組をいう。
- 二 Tokyo-NbS アクションメンバー 第 5 条第 1 項の参加登録の通知を受けた、企業、自治体、研究機関及び特定非営利活動法人等の団体 (以下「団体等」という。)をいう。

(参加の申請)

第 3 条 Tokyo-NbS アクションメンバーへの参加を希望する団体等 (以下「参加希望者」という。)は、都が別に定める方法により当該参加希望者の団体名、取組内容その他の情報を提出することにより参加の申込みを行う。

(欠格条項)

第 4 条 次の各号のいずれかに該当するもの (当該団体等の構成員も含む。)は Tokyo-NbS アクションメンバーの登録を受けることはできない。

- 一 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律 (平成 11 年法律第 147 号) 第 8 条第 2 項に掲げる処分を受けている団体及びその役職員又は構成員
- 二 東京都暴力団排除条例 (平成 23 年東京都条例第 54 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者
- 三 前二号に掲げる者から委託を受けた者並びに前二号に掲げる者の関係団体及びその役職員又は構成員
- 四 東京都契約関係暴力団等対策設置要綱 (昭和 62 年 1 月 14 日付 61 財経庶第 922 号) 第 5 条第 1 項に基づく排除措置期間中の者

- 五 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業を行う者
- 六 特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）第 33 条に規定する連鎖販売取引を行う者
- 七 禁固以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者、禁固以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）、公職にある間に犯した刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 197 条から第 197 条の 4 までの罪又は公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成 12 年法律第 130 号）第 1 条の罪により刑に処せられ、その執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた者でその執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた日から 5 年を経過しない者又はその刑の執行猶予中の者並びに法律で定められるところにより行われる選挙、投票及び国民審査に関する犯罪により禁固以上の刑に処せられその刑の執行猶予中の者
- 八 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者
- 九 税法（法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）、所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 72 条から第 72 条の 64 までに規定する事業税に係る規程並びに都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年条例第 215 号）第 57 条に規定する建設作業機械等からの排出ガスに含まれる粒子状物質等の量を増大させる燃料の使用禁止に係る規程に違反してから 5 年を経過しない者
- 十 都の指名停止措置を受けている者
- 十一 法令及び公序良俗に反すると認められる行為及びそれらを助長する行為を行う者
- 十二 都の信用又は品位を害すると認められる行為を行う者

（登録要件）

- 第 5 条 都は、参加希望者が、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを確認し、参加を認める場合はその登録を行うこととし、当該参加希望者に対し参加登録を通知する。
- 一 本規程の内容について同意した者
 - 二 生態系の機能を活用して都が抱える社会課題に対応し、取組が及ぼす効果、影響及び範囲に配慮し、関係者と連携しながら人間の幸福と生物多様性の両方に貢献する取組を行っている者、又は当該取組を行う予定であることを確認できる者
 - 三 都内に事業場を持つ者
 - 四 各自のウェブサイトにて第 2 号の活動内容又は活動予定内容の詳細を掲載している者
- 2 Tokyo-NbS アクションメンバーの登録期間は、前項の Tokyo-NbS アクションメンバーの参加登録の通知を受けた日から、通知を受けた日の属する年度の末日までとし、都からの通知がない限り、1 年を単位として自動的に更新されるものとする。

(参加団体の活動内容)

第6条 前条第1項の参加登録の通知を受けた Tokyo-NbS アクションメンバーに参加する団体等（以下「参加団体」という。）は、第1条の目的を達成するため、幅広く様々な場面で都民等に対し、当該参加団体の Tokyo-NbS アクションとなる取組や NbS、生物多様性に関する普及啓発を行うものとする。

- 2 参加団体は、都内において第1項の活動を行うものとする。ただし、都内における活動に加えて、都外において活動を行うことを妨げるものではない。
- 3 参加団体は、前条第1項の参加登録の通知の受領後、Tokyo-NbS アクションロゴマーク使用要領（令和6年1月31日付5環自計第756号。以下「使用要領」という。）に定める Tokyo-NbS アクションロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を無償で使用する事ができる。
- 4 参加団体は、前項のロゴマークの使用に当たっては、使用要領及び使用マニュアル Tokyo-NbS アクションロゴマーク使用マニュアル（令和6年1月31日付5環自計第756号。以下「使用マニュアル」という。）を遵守するものとする。
- 5 都は、参加団体に対し、ロゴマークの利用状況について報告を求めることができる。

(都の活動内容)

第7条 都は前条の参加団体の活動等の状況をホームページに掲載し、参加団体の活動を普及し及び啓発を行うことができる。

- 2 都は、参加団体の名称及び Tokyo-NbS アクションとなる取組内容を原則として公開する。

(参加登録の取消し)

第8条 都は、参加団体が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項の参加登録を取り消すことができる。

- 一 第5条第1項の登録要件を満たさなくなったと認められるとき。
 - 二 Tokyo-NbS アクション等のイメージを損なうと認められる行為を行ったとき。
 - 三 他の参加団体又は第三者の利益を害すると認められる行為を行ったとき。
 - 四 第1条の目的に違反したと認められる行為を行ったとき。
 - 五 使用要領及び使用マニュアルの規定に違反したとき。
 - 六 虚偽の申込みを行ったとき又は虚偽の申込みの疑いがあると認められるとき。
 - 七 その他都が必要であると認めるとき。
- 2 第1項の規定により参加登録を取り消された者は、取消の日からロゴマークを使用することはできない。
 - 3 都は、第1項の規定により参加登録を取り消された者に生じた損害について、一切の責任を負わない。

(非保証・免責事項)

第9条 本事業は、参加団体及び参加団体が行う Tokyo-NbS アクション以外の活動について、都が推奨を行うものではない。

2 本事業は、参加団体が Tokyo-NbS アクションという名称を用いて行う一切の活動について、都が正確性、適法性を保証するものではなく、参加団体の活動が第三者の権利等を侵害しないこと又は法令に抵触しないことについて何ら保証するものではない。

(所管)

第10条 Tokyo-NbS アクションに係る事務は、東京都環境局自然環境部計画課が所管する。

(個人情報の取扱いについて)

第11条 都は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）又は個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年東京都条例第130号）の規定に基づき収集する個人情報を適正に管理する。

(規程の改定)

第12条 本規程は、都により、事前の通知なく必要に応じて改定される場合がある。

2 本規程の改定により団体等に不利益が生じたとしても、都は一切の責任を負わない。

(管轄裁判所)

第13条 本規程に定める事項に関して裁判上の紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とし、準拠する法律は日本国の国内法、使用する言語は日本語とする。

(その他)

第14条 本規程に定めるもののほか、Tokyo-NbS アクションの運営等に関して必要な事項については、都が別に定める。

附 則（令和6年1月31日付5環自計第756号）

この規程は、令和6年1月31日から施行する。